## 富山ガラス造形研究所外国人教員募集要項

採用予定職種 教授又は准教授

担当予定科目 コールドワーク

募集人員 1人

応募資格 次の要件を満たす人

- (1) 美術系大学(ガラス学科)を卒業し、学校又は学校に準じる教育機関で従事しているか又は、作家活動をしている人のいずれかで、コールドワーク経験が10年以上の人。
- (2) 英語が堪能な人。
- (3) 原則として、2023年10月1日時点で33歳以上52歳未満の人。

募集締切日 2023年1月31日(火)【応募書類必着】

採用予定日 2023年10月1日

応募書類 応募フォームに必要事項を入力し、提出期限までに送信してください。

(1) 履歴書(顔写真、氏名、住所、誕生日、学歴、経歴、展覧会、受賞 歴などを含む)

顔写真は過去6か月以内に撮影されたものとします。

(2) 自己制作作品【20作品以内】の画像を添付してください。 コールドワークのスキルレベルがわかる画像を含んでください。 2分以内での動画作品も応募可能ですが、作品写真と合わせて 20 点 以内におさめてください。動画での応募はファイル転送サービス 「ギガファイル便」(https://gigafile.nu)で、

tigainfo@toyamaglass.ac.jpへお送りください。

- (3) 作品写真のサムネイル (PDF ファイル 1-2 枚)
- (4) 推薦書 2 诵
- (5) 自己推薦書(A4版用紙·1枚程度)
- (6) 最終学歴修了証明書

選考方法 提出書類及びインターネット面接【Zoom】により選考。

採 否 の 決 定 応募者全員について、本人あて通知。 (2023 年 3 月上旬) 応募書類提出先 〒930-0143

富山県富山市西金屋80

富山市立富山ガラス造形研究所

TEL: 076 (436) 2973 FAX: 076 (436) 2974

E-mail:tigainfo@toyamaglass.ac.jp

## 採用条件

- 1 招聘期間 2023年10月1日~2025年9月30日(原則、2年間)
  - ※1年更新で、最長4年まで期間延長することができる。
  - ※契約締結は、予算年度(4月1日~翌年3月31日)で行うものとする。
  - ※招聘期間の始期は、赴任が10月1日以降にずれ込む場合、本研究所に到着された日の翌日から始まるものとする。
- 2 待遇 「会計年度任用職員制度」による。
- (1) 報酬等について
  - ○報 酬 個別に定める額(月額)を翌月の15日に支給する。

【参考:現任教師の例 令和4年度の基準】

月額 473, 900円 (38歳)

※令和4年度以降、変更される場合がある。

○期末手当 報酬に準じて、年2回支給する。

(半年未満の雇用見込みの場合は支給しない)

- ○通勤に係る 費用弁償 正規職員の例に準じて支給する。
  - ※交通手段が公共交通機関か自家用車かによって異なります。
- (2) 社会保険について

健康保険及び厚生年金、介護保険、雇用保険、労災保険に加入する。

- (3) 居住する住居について
  - ○住居は富山市が借り受け、本人に貸し付ける。
  - ○家賃は富山市が支払い、後日、本人から徴収する。
  - ○電気・ガス・水道・電話(インターネット)等の使用料は本人負担。
  - ○原則、犬・猫等のペットの飼育を禁止。
- 3 勤務時間について
- (1)担当授業時間数

週あたり 15 時限とする。(1 時限は 50 分)

(2) 勤務時間

週あたり37時間30分で、1週間の勤務は、月曜日から金曜日までとする。 勤務時間内は、富山ガラス造形研究所にて調査・研究を行うものとする。

## 4 休日・休暇などについて

(1) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

(2) 有給休暇

初年は、年間5日(10月~翌年3月)、2年目以降は現行の支給日数に準じて付与する。

5 税金及び社会保険料について

税金、健康保険料、年金保険料が法令の規定に基づき算定され、上記の報酬から差し引く。

- 6 赴任及び帰国旅費について
- (1) 赴任旅費

本人及び家族の赴任時には、現住所から本研究所までの最も経済的な通常の経路による必要な旅費の実費を本研究所に到着した後に、円貨で支給する。

- ●日本国内旅費 ○○国際空港→富山市(鉄道または航空機)
- (2) 帰国旅費

帰国旅費は、原則として引き続き2年以上勤務し、かつ、契約の期間が満了し、契約期間満了後3カ月以内に日本を出発する場合に支給する。

7 作品の制作について

研究所所長との協議により、研究所の運営に支障のない限り、自分の費用で制作することができる。

8 その他必要なことについては、双方協議して決める。